

1. 件名：昭和電線製ケーブルの不適切事象について
2. 日時：令和5年4月13日 10時00分～10時45分
3. 場所：原子力規制庁2階打合せスペース（テレビ会議システムを利用）
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門
菊川管理官補佐、浅野上席監視指導官、小林主任監視指導官、高木原子力規制専門員
六ヶ所原子力規制事務所
皆川統括原子力運転検査官、杉山原子力運転検査官

原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。） 副長

東北電力株式会社

原子力本部 原子力部 課長 他1名

東京電力ホールディングス株式会社

原子力運営管理部 保守管理グループ 副長 他2名

中部電力株式会社

原子力本部 原子力部 運営グループ 課長 他1名

北陸電力株式会社

原子力本部 原子力部 原子力設備管理チーム 統括 他1名

中国電力株式会社

電源事業本部 原子力設備グループ マネージャー 他2名

日本原子力発電株式会社

発電管理室 プラント管理グループ 課長 他2名

日本原燃株式会社

再処理事業部 再処理工場 電気保全部 電気技術課 課長 他2名

5. 要旨

- (1) 令和3年7月21日に昭和電線ケーブルシステム株式会社が送電用ケーブル（鋼心アルミニウムより線他）の一部において、顧客との間で定めた試験方法と異なる方法により試験を行っていた事実が確認された旨が公表された。

その後の追加調査の結果、新たに送電ケーブル以外の製品（原子力向けケーブル含む）についても不適切行為が確認されたことから、ATENAより資料に基づき以下の説明があった。

- 不適切行為のあったケーブルは、事業者及びプラントメーカーと昭和電線が契約仕様書で要求した出荷試験のうち一部が省略されていたが、設計した製品の検証を行う型式試験については適切に実施されており、規制基準や民間基準は満足しており、機能・性能上問題ないことを確認している。
- これまでに、不適切行為が起因となった事故が発生していないことを確認して

いる。

➤ 上記のことから、原子力発電所の安全性に影響はないと判断している。

(2) 原子力規制庁から是正処置について確認したところ、ATENAより、プラントメーカーにおいては、原因究明を検討しているほか、プラントメーカー又は事業者が実施する品質監査を強化することにより、再発防止を図るとの説明があった。

6. 提出資料

資料1：昭和電線製ケーブルの不適切事象について

以上